

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について追加補助のお知らせ

平素は当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年7月に医療機関・薬局における感染拡大防止支援事業について、最大70万円の補助金が支援される旨をお知らせしたところですが、今般、第三次補正予算成立を受け、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20万円を上限とした補助が追加となりましたので、申請方法についてお知らせします。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、薬局から直接厚生労働省に申請を行うこととなります。また、70万円の補助金の対象とした経費を重複して計上することはできませんのでご注意ください。

記

1 補助上限額

20万円

2 補助の対象期間・経費

(1) 対象期間：令和2年12月15日から令和3年3月31日

※提出期限の令和3年2月28日までに申請が間に合わない薬局においては、令和3年度（令和3年4月1日から）の事業として申請可能の予定です。令和3年度の申請方法については後日改めてお知らせします。

(2) 対象経費：上記の対象期間に支払った、あるいは支払予定の経費

補助対象は70万円の支援金と同様です。

※70万の補助金の対象経費としたものを重複して計上することはできません

3 申請書の提出

(1) 提出期限：令和3年2月28日（当日消印有効）

(2) 提出方法：薬局から直接厚生労働省に申請を行います。以下へ郵送してください。

住所 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金担当 宛

(3) 提出書類：下記の①または②のどちらかで提出してください。

① 申請する経費の支出が全て終わっている場合（交付申請書（第5号様式））

② 申請する経費の支出が終わっていない場合（交付申請書（第3号様式））

※交付申請書の別紙の72行目の上記「支出額」についての項目、「はい」を選択した場合は第5号様式、「いいえ」を選択した場合は第3号様式に交付申請書が自動的に変更になります。

※申請に必要な書類は厚生労働省HPからダウンロードしてご使用ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

4 その他

補助金の交付決定、事業実績報告の提出、留意事項等については別添にて確認してください。

5 問い合わせ先

厚生労働省医政局医療経理室 医療経営支援課

厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

（ 事務担当：(一社)三重県薬剤師会
薬事情報センター 高村、大川
電話 059-228-5995 FAX 059-225-4728 ）